

令和2年度

新任自治会長研修資料

北区役所まちづくり課

北神区役所まちづくり課

※本研修資料は令和2年5月時点のものです。



令和2年度 新任自治会長研修資料

<目次>

1. 北区の各問い合わせ・窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
 - (1) 窓口一覧
 - (2) 自治会長などが変更となった際の連絡先
 - (3) 市政やくらし、イベント情報などの問い合わせ先
 - (4) 各種団体などについての問い合わせ先
 - (5) ごみ・清掃に関して

2. 安全・安心情報の電子メールサービス・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
 - (1) ひょうご防災ネット
 - (2) ひょうご防犯ネット

3. 自治会活動の補助事業・助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
 - (1) 広報掲示板設置補助事業
 - (2) 地域集会所新築等補助事業
 - (3) 神戸市防犯カメラ設置補助事業
 - (4) 市民活動補償制度
 - (5) その他補助事業・助成制度の紹介

1. 北区の各問い合わせ・窓口

(1) 窓口一覧

内 容	窓 口	連 絡 先
○相談窓口	北区役所まちづくり課	鈴蘭台北町 1-9-1 ☎593-1111 (代)
	北神区役所まちづくり課	藤原台中町 1-2-1 (北神中央ビル 2階) ☎981-5377 (代)
○道路・公園・河川に関すること 道路・みぞ・河川の維持補修、私道舗装等助成、街路灯等の管理、公園・街路樹の維持管理、放置自転車対策等	建設局北建設事務所	有野町唐櫃字種池 3064 ☎981-5191
○下水道に関すること 下水道の利用・普及に関すること、污水管・雨水管渠等の工事監督及び維持管理	建設局中央水環境センター 管理課北下水道係	山田町下谷上字上ノ勝 4-1 ☎581-6250
	【水道修繕受付センター】	☎0120-976-194 (修繕) 24 時間対応
○ごみ・清掃に関すること ごみの減量・資源化及びまちの美化に関する啓発、地域との協働の取り組み、ごみ収集及び運搬、クリーン作戦、不法投棄及び犬・猫の死体処理等 (※P6 に詳細あり)	環境局北事業所	山田町下谷上字五郎本 1-1 ☎581-0460
○水道に関すること 水道料金に関すること、転入・転出に伴う手続き、水道管の漏水と修繕、直結給水等	水道局北センター 【お客さま電話受付センター】	日の峰 1 丁目 14-1 ☎582-4000 ☎797-5555 (転入・転出手続)
	【水道修繕受付センター】	☎0120-976-194 (修繕) 24 時間対応
○消防に関すること 火災の予防、救急活動、救急講習会、住宅用火災警報器の設置、防災福祉コミュニティ等地域での防災、消防団・消防活動に関すること (北神分署・山田・有馬・ひよどり出張所を含む)	北消防署	北五葉 2 丁目 1-9 ☎591-0119

内 容	窓 口	連 絡 先
○有害鳥獣・農業振興に関すること 人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例についての届出書の受理及び相談、農業振興地域制度に係る農用区域に関する証明願いの受理と証明書の発行及び相談、有害鳥獣・外来生物（イノシシ・アライグマなど）に関する箱わなの管理及び相談	北農業振興センター	藤原台中町 1-2-1 (北神中央ビル 6階) ☎982-7111
○農地法等に基づく手続きに関する相談 ※許可申請、証明等については三宮ビル東館 2階「神戸市農業委員会」にて受付	農業委員会相談窓口 (北農業振興センター)	藤原台中町 1-2-1 (北神中央ビル 6階) ☎982-8830 【神戸市農業委員会】 中央区御幸通 6丁目 1-12 ☎984-0387

(2) 自治会長などが変更となった際の連絡先

自治会の代表者が変更となった場合・ポスター等広報物の送付先が変更となった場合は、下記のいずれかの方法にて、まちづくり課まで変更の届け出をお願いいたします。

- ・ 郵送
- ・ FAX
- ・ 電話
- ・ ホームページ（下記アドレス、もしくは検索より。入力フォームがございます。）

} P4「自治会・管理組合 変更届 兼連絡票」をご使用ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a56164/kurashi/activate/support/jichikai/henkou-kita.html>

神戸市北区 自治会変更

検索



【届け出先】

○北区役所まちづくり課

〒651-1195 神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1

☎593-1111 (代) Fax: 593-1166

○北神区役所まちづくり課

〒651-1302 神戸市北区藤原台中町1-2-1

☎981-5377 (代) Fax: 981-3506

※法人化した自治会（認可地縁団体）の代表者が変更となった場合は、企画調整局つなぐラボ（☎322-5170）へもご連絡ください。

※に必要事項をボールペンでご記入下さい

自治会・管理組合 変更届 兼連絡票

神戸市 区 団体名 自治会・管理組合

① 代表者 変更	① 新代表者	ふりがな	<input style="width: 100%;" type="text"/>
		氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>
		住所	<input style="width: 100%;" type="text"/>
		電話番号	<input style="width: 100%;" type="text"/>
		就任年月	令和 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月
		前任者 氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>

※住所は町名からで結構です

② 市からの案内 (回覧用) 送付先等 変更	1. 市からの案内(回覧用)は		2. 送付部数を	
	いずれかに○を	1	①の代表者へ送付を希望	部へ 変更を希望 (※変更の場合のみ記入) (※上限は30部です)
		2	別の担当者へ送付を希望→下へ記入	
		3	送らなくてよい(不要である)	
	(2の場合に記入)			
	② 新送付先	氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>	
住所		<input style="width: 100%;" type="text"/>		
電話番号		<input style="width: 100%;" type="text"/>		
前任者 氏名		<input style="width: 100%;" type="text"/>		

※市からの案内(回覧用)は、市政情報チラシ等です

③ ポスター 送付先等 変更	1. ポスターは		2. 送付部数を	
	いずれかに○を	1	①の代表者へ送付を希望	部へ 変更を希望 (※変更の場合のみ記入)
		2	②の回覧担当へ送付を希望	
		3	別の担当者へ送付を希望→下へ記入	
		4	送らなくてよい(不要である)	
	(3の場合に記入)			
③ 新送付先	氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>		
	住所	<input style="width: 100%;" type="text"/>		
	電話番号	<input style="width: 100%;" type="text"/>		
	前任者 氏名	<input style="width: 100%;" type="text"/>		

備考

この届の情報は、神戸市から貴団体への行政上の連絡や広報印刷物の送付のために 市長室 広報課(ポスター)・つなぐラボ(市政情報チラシ)、区役所まちづくり課で共有します。
 また、同様に貴団体へ大切なお知らせが必要な場合に市内部関係課に提供する場合があります。
※認可地縁団体の代表者変更は別途手続きが必要となります。つなぐラボ(078-322-5170)までお問い合わせください。

神戸市処理欄 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 来庁 発信： <input type="checkbox"/> 広報課 <input type="checkbox"/> つなぐラボ <input type="checkbox"/> 区役所まちづくり課	受付日 R		処理
---	----------	--	----

(3) 市政や暮らし、イベント情報などの問い合わせ先

○ 神戸市総合コールセンター（☎333-3330）

市政・暮らし、各種手続きなどでわからないことにお答えします。「年中無休」で「午前8時～午後9時」の間、お問い合わせを受け付けています。電話のほかにも、FAX（333-3314）や、ホームページのお問い合わせフォーム（<http://www.kobe-call3330.jp/>）からもご利用いただけます。



(4) 北区における各種団体などについての問い合わせ先

① 地域団体などに関する担当課

- 青少年育成協議会・・・北区役所まちづくり課地域活動係（事務局）
- 防災福祉コミュニティ・・・北消防署消防防災課消防係
- ふれあいのまちづくり協議会・・・北区役所まちづくり課地域福祉係
北神区役所まちづくり課
- 老人クラブ・・・北区役所まちづくり課地域福祉係
- 子ども会・・・北区役所まちづくり課地域福祉係
- 民生委員・児童委員・・・北区役所健康福祉課管理係
北神区役所保健福祉課管理係

② 市の関係団体等の事務所

- 北区社会福祉協議会・・・北区役所6階（北神事務所：北神中央ビル2階）
（神戸市北区共同募金委員会）
- 北区ボランティアセンター・・・北区役所6階
- 北神ボランティアセンター・・・北神区役所2階
- 北区体育協会・・・北区役所まちづくり課地域活動係（事務局）
- 神戸まつり北区協賛会・・・北区役所まちづくり課地域活動係（事務局）

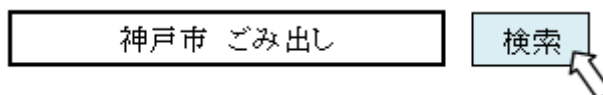
(5) ごみ・清掃に関して

○ごみ問題に関する問い合わせ先

対 象	内 容	問い合わせ先
クリーンステーションの新設など	設置や管理に関する相談	環境局北事業所 ☎581-0460
クリーン作戦の実施	クリーン作戦で集めたごみの処理相談（実施日2週間前までに依頼書を提出）	
ごみの分別説明	説明会の開催	
美しいまちを守り、ごみの減量、資源化を押し進める協定	① ごみ出しルールの説明会 ② クリーン作戦 ③ 不法投棄の監視パトロール ④ 地域行事での啓発活動について、地域団体・環境局北事業所・区が協定を締結し協働で実施	

※ ごみの出し方や資源回収などについては、下記のホームページからもご確認いただけます。

URL <http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/index.html>



☆ ごみと資源の分け方・出し方ルールブック（ワケトン BOOK）の配布先

配布場所	南部地域：北区役所まちづくり課 北神地域：北神区役所まちづくり課 各出張所
------	---

※ごみの収集日や分別ルールについては、環境局北事業所（☎581-0460）へお問い合わせ下さい。

○資源集団回収活動の助成

古紙（新聞、雑がみ、段ボールなど）などの「再生資源」のリサイクルを推進するため、地域での資源集団回収活動に対して助成金を交付します。

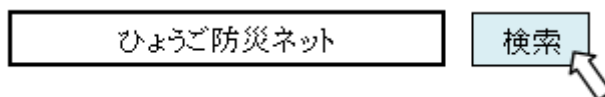
対 象	内 容			問い合わせ先
概ね 20 世帯以上の地域住民団体		拠点回収方式	各戸回収方式	資源集団回収活動事務センター ☎386-2891
	古紙3品(新聞・雑がみ・ダンボール)	2円	1円	
	その他(牛乳パック・古着・古布)	3円	—	

2. 安全・安心情報の電子メールサービス

(1) ひょうご防災ネット

神戸市や兵庫県から市民の方々に風水害時の避難勧告などの緊急情報や地震情報・津波警報などの緊急気象情報を、登録した携帯電話や情報端末に電子メールでお知らせするサービスです。

ホームページ (<http://bosai.net/kobe/>) にアクセスするか、右の二次元バーコードから接続し、画面の指示に従い登録をお願いします。



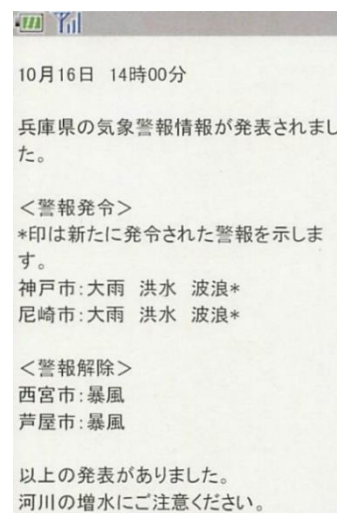
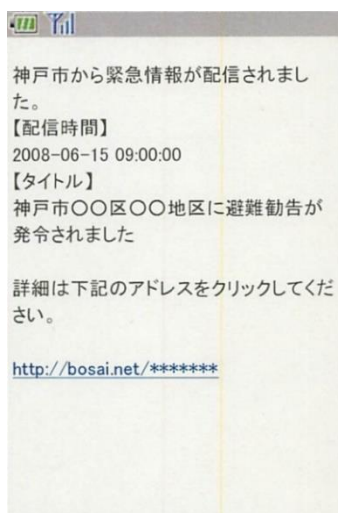
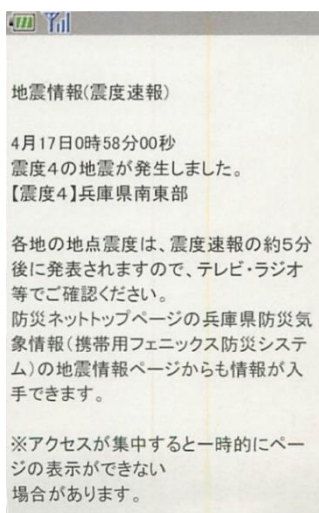
【重要】登録時のご注意（迷惑メール防止設定をされている方へ）

登録内容確認の返信メールが info@bosai.net から携帯に送信されますので、事前に info@bosai.net からのメール受信をできるようにしておいてください。

【問い合わせ先】危機管理室（☎ 3 2 2 - 6 2 3 7）



メール内容サンプル



○スマートフォン向けアプリ版もあります

※メール版と同時利用でも、メール登録なしでもご利用可能です

下記の二次元バーコードを読み取るか、[App Store][Google Play]で「ひょうご防災」を検索して、ダウンロードしてください。



iOS (iPhone 等) の方
[App Store]



Android の方
[Google Play]



(2) ひょうご防犯ネット

兵庫県警察から、犯罪情報や防犯情報（情報の種別、地域選択可）をメールでお知らせします。

ひょうご防犯ネット

検索



※ひょうご防犯ネットは、令和元年10月より新システムとなっております。
犯罪発生マップなど新しい機能が追加されているので、登録をお願いします。

【登録方法】

- support@police.pref.hyogo.lg.jp に空メールを送信。
（送信の際、必ず件名を入力してください。入力内容は問いません。）
- 空メール送信後、「ひょうご防犯ネット」からメールが返信されますので、送信画面の案内に沿って登録手続きを行ってください。
- 迷惑メールを設定している方は、hbnet@police.pref.hyogo.lg.jp からのメールが受信できるように設定をお願いします。
- 右側の二次元コードでも登録できます



メール・ウェブサイトで安全・安心情報をお届けする
兵庫県警察の防犯情報等配信システム

ひょうご防犯ネット

登録
無料

ご登録いただいた方に、兵庫県警察から犯罪情報や防犯情報などをメールでお知らせしています。

大事な情報をメールでお知らせ！

ご希望に沿って、情報の種別や地域を選択することができます。



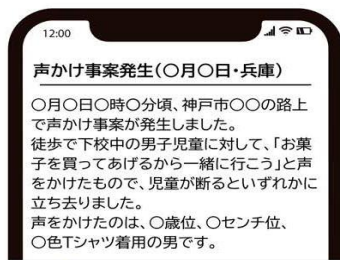
子供への声かけ



チカン・わいせつ事件



ひったくり・路上強盗



声かけ事案発生(〇月〇日・兵庫)

〇月〇日〇時〇分頃、神戸市〇〇の路上で声かけ事案が発生しました。徒歩で下校中の男子児童に対して、「お菓子を買ってあげるから一緒に行こう」と声をかけたもので、児童が断るといずれかに立ち去りました。声をかけたのは、〇歳位、〇センチ位、〇色Tシャツ着用の男です。

発生地点及び周辺の発生状況も表示



メールから犯罪発生マップを表示可能

【問い合わせ先】

兵庫県警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室
(☎ 3 4 1 - 7 4 4 1)



4. 自治会活動の補助事業・助成制度

よく区役所へお問い合わせのある補助事業・助成制度を記載しました。地域で使用されたいものがあれば、工事等行われる前に、記載されている問い合わせ先まで、まずはご連絡ください。また、掲載している補助事業・助成制度以外にも様々な制度がございますので、なお、いずれも概要を掲載しておりますので、詳細は補助要綱などを必ずご確認ください。

(1) 広報掲示板設置補助事業

地域住民同士のコミュニケーションのため、また市・区行政の広報活動にご協力いただくために、区民の住民で組織する団体等が行う掲示板の設置、修繕の一部を補助するもの。

【補助内容】

- ① 補助金額 設置、修繕に要する経費の3分の2以内（100円未満切り捨て）
- ② 補助の限度額 設置3万円、修繕1万5千円（1枚あたり）
- ③ 補助基準 50世帯に1枚、同一年度内20万円まで
※ 補助を受けた掲示板は申請年度を除く5年度以内は補助不可。

【問い合わせ先】

- 北区役所まちづくり課（☎593-1111（代））
- 北神区役所まちづくり課（☎981-5377（代））

(2) 地域集会所新築等補助事業

自治組織が行う集会所の新築、増築、改築、修繕又はバリアフリー化に要する経費の一部を補助するもの。 ※「評定委員会」の審査で選定された場合にのみ助成されます。

【補助内容】

① 補助金額・限度額

種別	補助率	限度額
新築・買収	補助対象経費の3分の2以内	1,200万円（1,500万円※1）
増築・改築	補助対象経費の2分の1以内	600万円
修繕	補助対象経費の2分の1以内	300万円
バリアフリー化	補助対象経費の4分の3以内	225万円※2

※1 加入世帯（加入者）が1,000世帯以上の自治組織が延床面積150㎡以上の集会所施設を「新築・買収」する場合、補助限度額は1,500万円となります。

※2 「バリアフリー化」は、「増築・改築」または「修繕」との併用も可能です。

② 補助基準（一例）

- ・自治組織によって設置運営及び利用され、住民福祉のために寄与する施設であること。
- ・加入者が50世帯以上の自治組織が存在する地域を対象として設置する施設である

こと。

- ・会議及び集会に必要な設備を備えていること。
- ・整備の経費が15万円以上かかること
- ・自治組織の加入者の同意があること。

※ 補助を受けた団体は、本補助金を受けた年度を含め5年度以内は補助不可

③ 令和2年度の募集期間

令和2年3月2日（月）～令和2年6月15日（月）

【問い合わせ先】

企画調整局つなぐラボ（☎322-6486）

北区役所まちづくり課（☎593-1111（代））

北神区役所まちづくり課（☎981-5377（代））

（3）神戸市防犯カメラ設置補助事業

地域における防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、自治会などの地域団体が行う防犯カメラの設置に要した経費の一部に対して補助するもの。

【補助内容】

① 補助金額・限度額

- ・既存の建物や施設等にカメラを設置 → 1箇所あたり8万円（上限）
- ・自立柱（ポール）を設置し、カメラを設置 → 1箇所あたり11万円（上限）

※ 兵庫県の補助（8万円）を受ける場合は、上記に足した金額（16万円もしくは19万円）が補助額（上限）となります。

② 補助対象要件（一例）

- ・道路、公園など不特定多数が利用する公共の場所を撮影するものであること。
- ・私有財産（個人の住宅、マンション等の住宅、駐車場、事業所等）の管理目的で撮影するものでないこと。 等

③ 令和2年度の募集期間

令和2年4月20日（月）～令和2年6月30日（火）

【問い合わせ先】

神戸市総合コールセンター（☎333-3330）

【更新補助】

本補助を活用して、（平成22～25年度に）設置した防犯カメラを更新する際の費用を補助する事業もございます。対象の防犯カメラの更新を検討されている地域団体の方は、危機管理室（☎322-6238）までお問い合わせください。（対象となる防犯カメラでも補助対象外になる場合があります）

※神戸市による防犯カメラ直営設置

補助事業とは別に、令和2年度から2か年の計画で、市が直営する防犯カメラの設置を予定しています。詳しくは危機管理室（☎322-6238）までお問い合わせください。

（4）市民活動補償制度

自治会等の地域団体の皆さまが、市民活動を安心して行っていただけるよう、神戸市が保険契約を行い、活動中の事故によって、責任者、従事者の方がケガなどをされた場合や、他の人や物に損害を与え、地域団体が賠償責任を負った場合に補償金を支払うもの。

【制度の特徴】

- ① 事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただきます。
- ② 保険料は不要です。市民活動が安心して行えるよう、神戸市が保険料を負担し、保険会社と契約しています。

【対象活動】

No.	区 分	対 象 活 動
1	生活環境に関する活動	防災活動、防火活動、防犯活動、交通安全活動、保健衛生活動
2	自然環境に関する活動	公園の環境整備活動、河川の環境整備活動、道路の環境整備活動、クリーン活動、集団資源回収活動、地球環境を守る活動（減量化、分別化）
3	社会福祉に関する活動	高齢者の福祉のための活動、障害者の福祉のための活動、児童の福祉のための活動、母子・子育て支援のための活動、社会福祉施設への協力活動
4	青少年育成に関する活動	青少年の自立支援活動、青少年の安全・安心のための活動
5	社会教育・文化スポーツ・国際交流に関する活動	社会教育活動、文化振興活動、スポーツ振興活動、国際交流活動
6	行政への協力活動	上記を除く行政が主催する行事・実施事業へのボランティア活動
7	その他市民活動補償制度を適用することが妥当と判断される活動	

※ 上記「No. 1～7」に該当する活動であっても、自主的、自発的活動とは考え難いものや、自助的な活動など広く公共の利益を目的とした活動とは考え難いもの（PTA、学校施設開放運営委員会の活動等）については対象外です。

【賠償内容】

賠償責任事故（身体・財物・保管者）、傷害事故（死亡・後遺障害・入院・通院・手術）

【その他】

制度を利用される方は、事故の日から30日以内に報告書（様式第1号）を提出してください。なお、保険会社が保険契約の対象と認めない場合は、提出されても補償金が支払われないことがあります。

(5) その他補助事業・助成制度の紹介

○地域提案型活動等助成事業

区民の皆さんが自ら考え提案して、魅力あふれる地域づくりができるよう、責任を持って取り組む団体に対する活動経費の助成を行います。

《参考》令和2年度申請受付期間 令和2年3月23日(月)～9月30日(水)

【問い合わせ先】

- ◆南部エリアでの活動の場合・助成制度全般に関する問い合わせ

北区役所まちづくり課 ☎593-1111 (代)

- ◆北神エリアでの活動の場合

北神区役所まちづくり課 ☎981-5377 (代)

○まちの美緑花ボランティア制度

市民のみなさんに、身近な公共空間である公園を愛着を持ってお世話していただくことにより、まちの美化と地域のコミュニティ形成の場として活用していただくボランティア活動への助成制度です。

【問い合わせ先】建設局北建設事務所 ☎981-5191

○青色防犯パトロール活動支援事業

兵庫県警から青色防犯パトロール実施団体としての証明を受けた団体に対し、パトロール物品(青色回転灯1基、広報用マグネットシート2枚)の支給や、1団体につき上限3万円までの活動回数に応じた報奨金の交付を行い、地域のパトロール活動を支援しています。

【問い合わせ先】危機管理室 ☎322-6238

○兵庫県ボランティア活動等行事用保険(ボランティア保険)

ボランティアグループ等の各種団体が主催者となる行事や講習会などでの事故に備える保険です。申請様式は、窓口で配布しています。

【問い合わせ先】北区社会福祉協議会ボランティアセンター ☎593-9910

北区社会福祉協議会ボランティアセンター北神事務所 ☎981-5377(代)

今回紹介した制度以外にも、様々な補助事業・助成制度が存在します。
自治会活動を行っていく中で、困ったことや不明な点などありましたら、お気軽に北区役所及び北神区役所まちづくり課までご相談ください。